

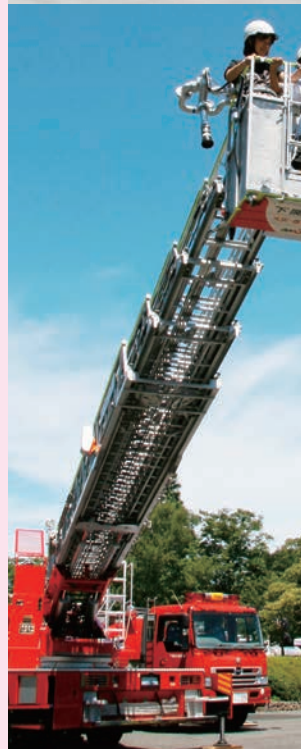


# 下関市総合計画

SHIMONOSEKI CITY MASTER PLAN

## [第2章] 人と自然にやさしく 安全で安心して暮らせるまち 〈自然環境・生活環境〉

- 第1節 ■ 自然環境の保全
- 第2節 ■ 河川・海岸環境の整備
- 第3節 ■ 森林の維持と活用
- 第4節 ■ 上水道の整備
- 第5節 ■ 下水道の整備
- 第6節 ■ 住環境の整備
- 第7節 ■ 衛生環境の整備
- 第8節 ■ 地域・生活関連施設の整備
- 第9節 ■ 生活安全の推進



# 自然環境の保全

## 現状と課題

市民の自然環境に対する認識の高まりへの対応や生物の多様性の確保を図るため、まとまりのある優れた自然公園<sup>1</sup>等を保全していくことが求められています。

また私たちの日常生活や経済活動は地球環境という基盤の上に成り立っており、地球温暖化<sup>2</sup>によるさまざまな悪影響が危惧される中、低炭素社会<sup>3</sup>への転換が求められています。

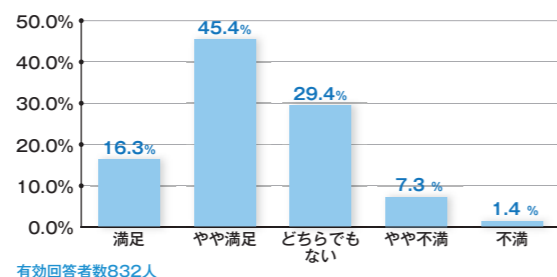
本市においては、自然公園が3地域で指定されているとともに、豊かな自然環境を活用した各種の公園も整備されています。

また、行政の事務・事業すべてにおいて環境への配慮を行い、率先して地球温暖化対策に取り組んでいるところです。

こうした中、今後も引き続き、自然環境の保全に取り組むとともに、市民自らが率先して環境保全に取り組めるよう、必要な支援や情報提供、子どもたちへの環境教育等に取り組んでいくことが必要です。

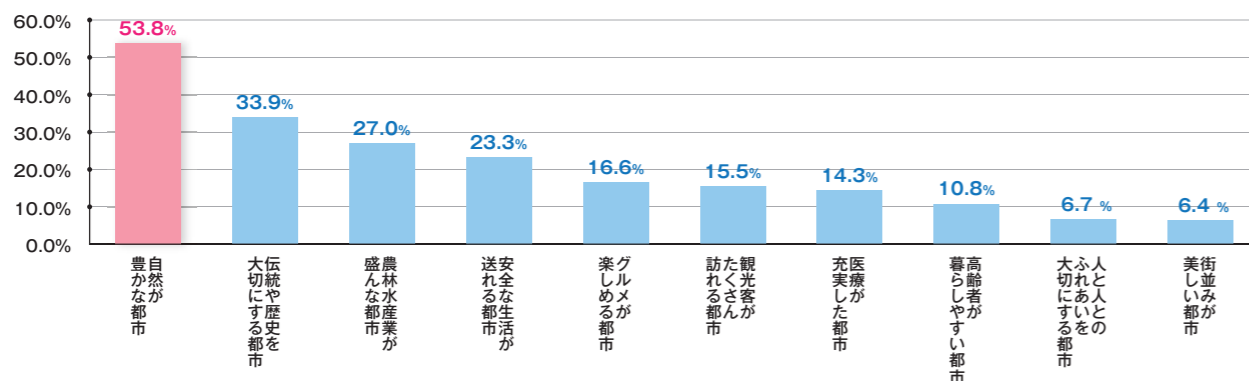
### 市民アンケート調査結果

●自然環境に対する満足度



●下関市についての「現在誇れるイメージ」(回答上位10件)

有効回答者数862人(複数回答)

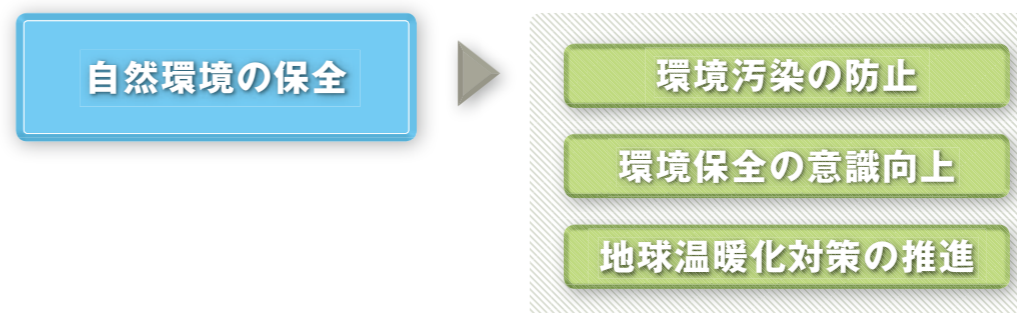


1 優れた美しい自然の風景地を保護し、自然に親しみ、野外レクリエーションを楽しむことができるよう、区域を定めて指定された公園のこと。自然公園法に基づき、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園に区分される。  
 2 二酸化炭素などの温室効果ガスが大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が上昇する現象のこと。気温上昇により、海面の上昇、異常気象が頻発する恐れがあり、自然生態系や生活環境などへの影響が懸念される。  
 3 地球温暖化の原因とされる二酸化炭素等の温室効果ガスの排出を、自然が吸収できる量以内にとどめる社会。

## 基本方向

- 本市が有する自然公園、自然海浜保全地区等をはじめとする豊かな自然環境を保全管理するとともに、周辺に生息する野生動植物の保護と共生を図ります。
- 下関市地球温暖化対策実行計画<sup>4</sup>(区域施策編)を策定し、中長期削減目標達成に向けた地球温暖化対策の進行管理を行います。

## 施策体系図



## 各事業の方向

### 1 環境汚染の防止

#### (1) 環境及び汚染発生源の監視

地球環境の保全及び住民の生活環境の保全を図るため、環境及び発生源の監視体制の強化により、環境汚染の防止や公害苦情の適切な処理に努めます。

### 2 環境保全の意識向上

#### (1) 普及啓発活動の推進

自然環境が保全され、野生動植物の保護と共生が図られる快適で住み良い環境づくりを市民全体の運動として展開するため、学校、地域、家庭、職場等の様々な場における環境保全情報(海岸漂着ごみも含む)の提供や環境教育の推進、人材育成等を推進し、市民の環境保全意識向上を図ります。また、自ら進んで環境の保全に対する取り組みを行なうなど、地域環境力の向上を図ります。

4 本市が策定した地方公共団体実行計画のこと。地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づき、都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定することとされている。また、同法第20条の3第3項に基づき、都道府県並びに政令市、中核市及び特別市は、区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策を策定することとされている。

### 3 地球温暖化対策の推進

#### (1) 再生可能エネルギー<sup>5</sup>の利用促進

地球規模での環境問題に配慮し、低炭素社会への転換を図るため、下関市地球温暖化対策実行計画に基づき太陽光発電<sup>6</sup>や風力発電<sup>7</sup>等の再生可能エネルギーの利用を促進していきます。

#### (2) 事業者・住民の活動推進

下関市地球温暖化対策実行計画に基づき事業者・市民の区別なく地域のあらゆる主体が協働し、全市的規模で地球温暖化対策を推進するため、地域の中核的役割を担う下関市地球温暖化対策地域協議会<sup>8</sup>を支援し、エコスタイル（クールビズ<sup>9</sup>、ウォームビズ<sup>10</sup>）や緑のカーテン<sup>11</sup>等、市民が手軽に取り組める活動の普及やインターネット版環境家計簿<sup>12</sup>、電動アシスト自転車、ホームページ、メールマガジン<sup>13</sup>等のツール<sup>14</sup>による地球温暖化防止意識の普及啓発活動に取り組みます。

環境にやさしい交通行動への転換を促進するため、ノーマイカー実践<sup>15</sup>普及等、環境にやさしい交通行動の意識啓発を、交通関係の事業者と一体となって取り組み、行政においては、環境対応型公用車<sup>16</sup>の導入を推進します。

### 主要な事業

事業	事業概要	事業主体
環境汚染の防止	環境及び汚染発生源の監視 ●監視体制の強化	市
環境保全の意識向上	普及啓発活動の推進 ●環境保全情報の提供 ●環境教育の拡充	市 市
地球温暖化対策の推進	再生可能エネルギーの利用促進 ●太陽光発電、風力発電等のシステム導入の促進 事業者・住民の活動推進 ●地球温暖化対策に関する普及啓発 ●環境対応型公用車導入の推進	国・県・市  民間・市 市



海岸清掃活動

5 エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称のこと。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

6 太陽光のエネルギーによって電気が発生する太陽電池を用いて発電する方法。

7 風の力により風車を回転させ、そのエネルギーにより発電機を作動させることで電気を得る方法。

8 市民、事業者、学校、民間団体及び行政といった地域のあらゆるメンバーが協働し、本市の実情に即した地球温暖化対策を協議、実践していくための組織として、平成20年6月に発足したもの。

9 温室効果ガス削減のために、夏のオフィスにおけるエアコンの設定温度を高めに設定し、ネクタイ・上着なし等、軽装で過ごすもの。

10 温室効果ガス削減のために、冬のオフィスにおける暖房時の室温を低めに設定し、必要に応じてセーター・カーディガン等を着用するもの。

11 ヘチマやアサガオなどのつる性植物を茂らせ、窓を覆う自然のカーテンのこと。室温の上昇抑制等の効果がある。

12 家庭生活が環境に与える影響（環境負荷量）の大きさを、家計簿による家計の収支計算のように行うもの。エネルギーの消費量や、食品や日用品の消費量から二酸化炭素排出量を計算する。

13 電子メールを利用し、記事・コラムのような体裁で情報を配信するサービスのこと。有料で発行されているものは少数で、無料で購読できるものがほとんどである。

14 道具、手段のこと。

15 地球温暖化防止のため、公共交通機関、自転車などや相乗りで通勤しようとする運動。行政と公共交通機関や企業との連携により効果が高まる。

16 本市職員が業務で用いる自動車のうち、ガソリンエンジンと電気モーターを組み合わせたハイブリッド車や、電気を動力源とする電気自動車のように、環境に配慮したものの。

# 河川・海岸環境の整備

## 現状と課題

本市は関門海峡から響灘を経て日本海にわたる3方を海に囲まれており長い海岸線を有しています。そのため冬期の波浪による海岸の侵食が問題となっており、防災対策をはじめとする海岸の保全是重要な取り組みの一つといえます。

また、近年、都市化の進行等の影響により、台風等の大雨時や豪雨時には河川や水路の処理能力を超過し、浸水被害が発生する地域があります。

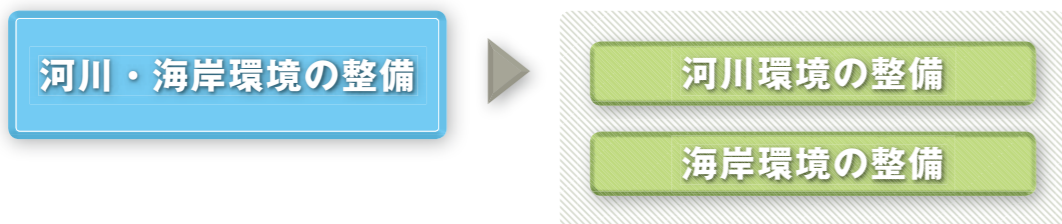
こうした中、高潮・洪水・土砂災害等の自然災害から市民の生命・財産を守るため、浸水想定区域における洪水ハザードマップ<sup>1</sup>等を活用するなど河川・海岸等に係る防災機能を強化し、市民の生活環境を保全することが必要となっています。

また、河川・海岸の保全に向けた基盤整備にあたっては、河川・海岸は貴重な生物を育む場でもあるため、生態系への配慮や、市民の誰もが安全で快適に利用できる環境づくりを行っていくことが重要と考えられます。

## 基本方向

- 日本海沿いの美しい自然海岸、特色ある景観を創出する関門海峡、木屋川、栗野川等の河川・海岸環境については、自然環境に配慮した適切な整備により、人と自然がふれあえる空間を形成します。
- 自然災害の防止を目的に、河川改修や急傾斜地の崩壊対策を推進するとともに、災害時対策を強化します。

## 施策体系図



主要河川図



## 各事業の方向

### 1 河川環境の整備

#### (1) 二級河川<sup>2</sup>の整備

市内の二級河川である木屋川や栗野川等について、河川における災害の防止、利水機能<sup>3</sup>の増進はもとより、ホタルをはじめ多様な生物の生息、生育の場である貴重な水辺環境を整備・保全するとともに、人と自然がふれあえる水辺空間を提供するため、適切な河川改修を推進します。

<sup>1</sup> 水害や地震などの災害発生時に、住民が安全に避難できるよう、予想される被害区域や被害の程度のほか、避難場所、避難経路、避難方法などを地図上に示したものをハザードマップという。

<sup>2</sup> 一級河川（特に重要な水系で、国土交通大臣が指定したもの）以外の河川で、地域的に見て重要であるとして都道府県知事が指定したもの。

<sup>3</sup> 生活や農業、工業等のために、川や湖などの水を利用することを利水と呼び、それを実現するためにダム等が果たしている役割を利水機能という。

## (2) 準用河川<sup>4</sup>・普通河川<sup>5</sup>等の整備

近年、豪雨時に恒常的な浸水被害が発生している地域への総合的な浸水対策の一つとして、市内の準用河川、普通河川、水路について、水棲生物などの生態系に配慮したうえで、地域にあった河川・水路改修を推進します。

## (3) 土砂災害対策

本市は丘陵地が多い上、地質が脆弱<sup>6</sup>な箇所が多く、一旦大雨に見舞われると、地滑りやがけ崩れ等の土砂災害の発生が心配される地域があります。このため、全世帯に配布した土砂災害ハザードマップの活用とともに、急傾斜地の崩壊から市民の生命・財産を保護するため、急傾斜地崩壊対策事業を推進します。

# 2 海岸環境の整備

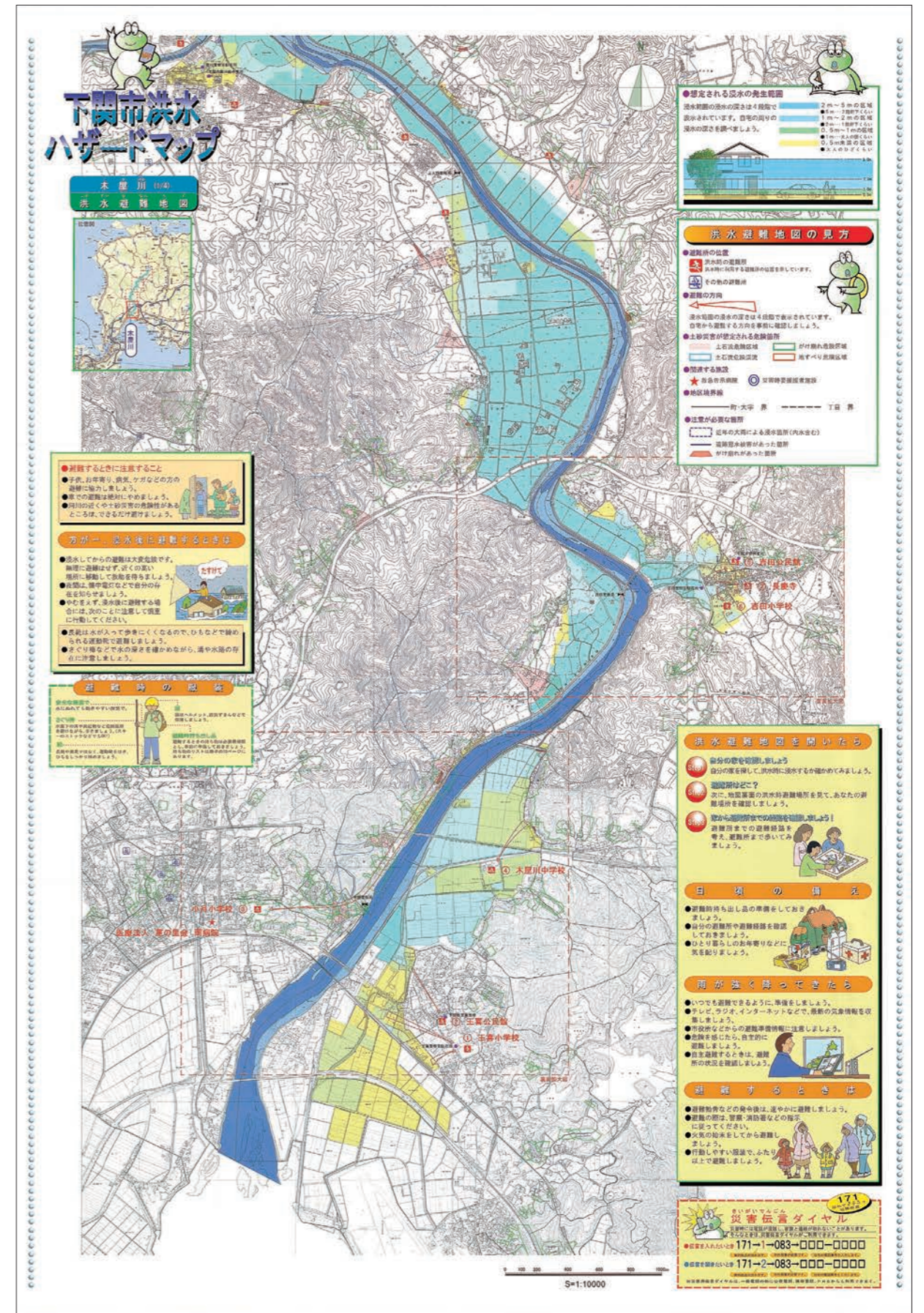
## (1) 海岸保全施設等の整備

防風・防潮機能を持ち合わせた緑地を整備し、市民の安全確保と快適な環境を形成するため、潮流及び冬季風浪等により海浜の侵食や背後地への飛砂・飛沫による被害が発生している地域について、護岸整備等の海岸侵食対策と一体的に、遊歩道並びに修景<sup>7</sup>等による海岸環境整備を推進します。

## 主要な事業

事業	事業概要	事業主体
河川環境の整備	<b>二級河川の整備</b> ●河川改修 <b>準用河川・普通河川等の整備</b> ●河川・水路の改修 <b>土砂災害対策</b> ●砂防、地滑り、急傾斜地崩壊対策、小規模急傾斜地崩壊対策	県・市  市  県・市
海岸環境の整備	<b>海岸保全施設等の整備</b> ●海岸環境整備 松谷海岸 ほか ●海岸侵食対策 松谷海岸 ほか	県・市  県

4 一級河川、二級河川以外の河川で河川法の一部を当てはめて管理を行う必要があるものについて、市町村長が指定したもの。  
 5 河川法に基づく分類で指定されていない河川で、一般的に市町村の条例により管理されているもの。  
 6 もろく弱いこと。  
 7 景観を整備すること。



# 森林の維持と活用

## 現状と課題

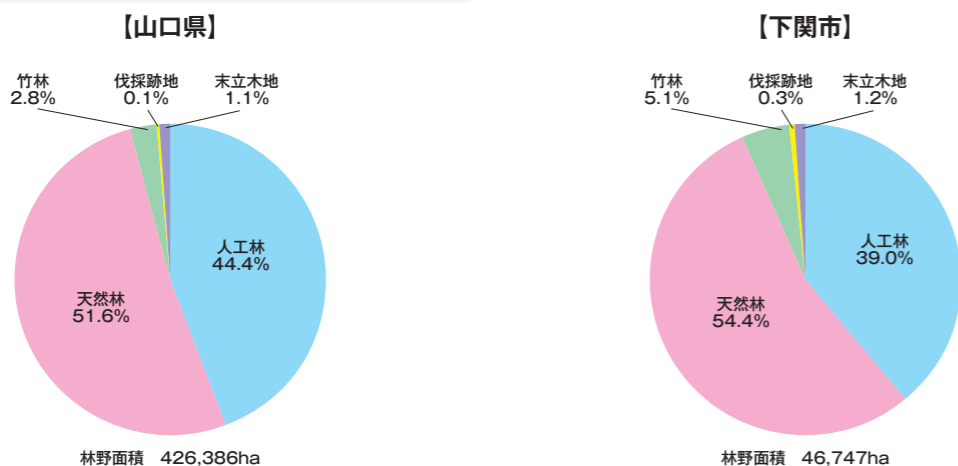
森林は、木材を供給するだけでなく、水や生物を育み、災害を防ぎ、心に安らぎや潤いを与える等の働きを担っています。また、地球温暖化<sup>1</sup>に対しては、二酸化炭素を吸着する重要な役割を担っています。

こうした中、特に中山間地域<sup>2</sup>では過疎化<sup>3</sup>・高齢化<sup>4</sup>の進行に加え、林業の採算性の悪化等により、適正に管理・保全されない森林が増加しているとともに、近年では有害獣<sup>5</sup>による森林被害も深刻な問題となっています。

本市においては、約47,000haの森林があり、低炭素社会<sup>6</sup>の実現に向け、これらが良好に維持されるとともに、公益的機能をより一層増進していくことが重要となっています。

さらに、行政だけの取り組みに止まらず、市民によるボランティアや企業におけるCSR<sup>7</sup>等の活動による維持・管理を促進する等、多様な主体の関わりによって、恵み豊かな森林を良好な状態で次世代に引き継いでいくことが重要となっています。

林野面積の概要（平成22年3月31日時点）



資料：山口県森林企画課

## 基本方向

- 森林の有する多面的機能の向上を図るため、自然災害を未然に防止する治山事業<sup>8</sup>を推進し、水土保持林<sup>9</sup>等の適切な維持管理を行うとともに、次世代につなげる森林資源の健全な育成を図ります。

## 施策体系図

森林の維持と活用

森林の活用

## 各事業の方向

### 1 森林の活用

#### (1) 森林の保全・利用

適正な森林整備の推進及び林業生産の効率化と森林資源の維持管理に係る負担軽減を図るため、林道・作業道の整備を推進するとともに、自然災害の予防及び森林の持つ公益機能を発揮させるため、治山事業を推進します。

森林資源の保護と地域林業の振興を図るため、森林に被害を及ぼす有害獣の捕獲及び被害防止事業の拡大、松くい虫の被害予防を徹底します。

また、下刈り、枝打ち、間伐等の手入れが行き届かず放置されている山林については、分収林<sup>10</sup>制度等を活用し、その保全に努めます。

市民の健康増進と森林資源や林業への理解、啓発を図るため、各種イベント等を通じて、自然とのふれあいの場の提供や、ボランティア活動・企業におけるCSR活動の推進等による里山<sup>11</sup>活動のための人材育成を図ります。

1 二酸化炭素などの温室効果ガスが大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が上昇する現象のこと。気温上昇により、海面の上昇、異常気象が頻発する恐れがあり、自然生態系や生活環境などへの影響が懸念される。  
 2 平野部の周辺部から山間部に至るまとまった耕地が少ない地域のこと。  
 3 村や離島などにおいて、急激な人口流出等によって、地域共同体としての機能が十分発揮出来なくなること。  
 4 全人口に占める高齢者（65歳以上）の割合が高まっていくこと。  
 5 人や家畜、農作物等に被害を与える獣（サル、シカ、イノシシなど）。  
 6 地球温暖化の原因とされる二酸化炭素等の温室効果ガスの排出を、自然が吸収できる量以内にとどめる社会。  
 7 Corporate Social Responsibilityの略。企業の社会的責任のこと。社会的責任とは、企業が環境への配慮や法令遵守、地域貢献等を通じて、社会に対して一定の責任を果たしていくこと。

8 森林の維持造成を通じて山地に起因する土砂崩れや地滑りといった災害から国民の生命・財産を保全し、また、水源かん養、生活環境の保全・形成等を図る事業のこと。  
 9 水源を育成するとともに、土砂崩れ等の災害を防ぐために整備される森林。  
 10 森林の土地所有者と造林または保育を行う者の二者あるいは、これらに費用負担者を加えた三者で契約を結び、植栽や保育等を行い伐採時に得られた収益を一定の割合で分け合うこととしている森林のこと。  
 11 人里周辺にあって、農業用の肥料、キノコなどの食料の収穫といった生活環境の場や、身近な遊び場、虫や植物とのふれあいなど自然教育の場として、人々の日常生活と密接なつながりのある森林のこと。

# 上水道の整備

## 主要な事業

事業	事業概要	事業主体
森林の活用	<b>森林の保全・利用</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 里山の再生 ボランティア・企業におけるCSR活動の推進等による里山活動のための人材育成等</li> <li>● 治山、林道、作業道の整備</li> <li>● 公有林<sup>12</sup>、分収林等の整備</li> </ul>	民間・市  県・市 市



B・フォレストエコピアの森 下関 整備活動の様子

## 現状と課題

水道は、健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない根幹的施設として、また、各種の産業活動の原動力として必要不可欠なものです。

本市の水道は、1906年（明治39年）に全国で9番目に給水が開始された近代水道であり、2006年に100周年を迎えました。

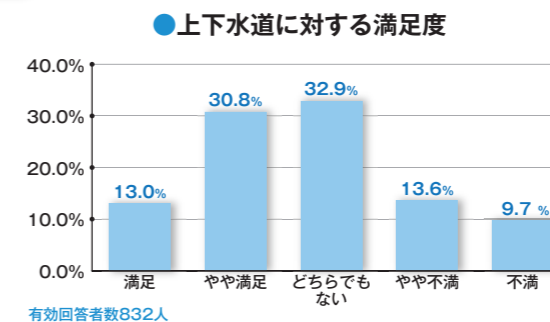
今後もより安全でおいしい水を安定して供給するためには、「安全・安定・安心」の3Aをスローガン<sup>1</sup>として、市民の最も大切なライフライン<sup>2</sup>を守るために事故や災害に強い水道施設の整備、環境の変化に対応した水質管理体制の強化、経年劣化施設の計画的な更新に重点を置いた対策が重要となってきています。

また、井戸水の水質悪化や水量不足により生活用水に困窮している水道未普及地域の解消も必要となります。

一方、循環型社会<sup>3</sup>の進展や節水機器の普及などに伴う水需要の伸長が期待できない中、施設更新に伴うコストの増大により事業運営が厳しくなり、より一層の経営の効率化が求められています。

今後、これらの課題を克服し、将来に向けて一層安全で安定した安心できるライフラインとしての水道の構築を図る必要があります。

### 市民アンケート調査結果



### 水道普及状況

区分	給水人口 (人)	年間配水量 (千m <sup>3</sup> )	普及率 (%)
下関市	276,767	35,450	96.6

注1) 平成22年3月31日現在

注2) 普及率=給水人口/行政区内人口 (286,395人)

(資料) 下関市上下水道局

1 団体や運動の主張や目標を強く印象づけるために、効果的に要約した文章、標語のこと。

2 電気、ガス、水道、電話、食料流通など生命、生活を支えるシステム。

3 生産から流通、消費、廃棄にいたるまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が出来る限り低減された社会。

12 地方公共団体が所有する林野。

## 基本方向

- 安全で、よりおいしい水を安定的に供給するため、水道水質検査優良試験所規範（水道GLP）<sup>4</sup>に基づく水質管理の強化、老朽施設の更新整備や浄水施設機能の高度化を図るとともに、事故・災害に強い水道施設の構築を目指し、新時代に向けたライフラインとしての役割を果たす水道の整備推進に努めます。
- 市民が等しく快適な生活環境を享受できるよう、未普及地域の解消に努めます。

## 施策体系図



## 各事業の方向

### 1 上水道の整備等

#### (1) 上水道施設の整備

水道というライフラインの役割を将来にも持続していくためには、取水施設から配水施設までの水道施設の整備を行うとともに、より安全で安定した水道水供給のため長府浄水場の整備など浄水施設の計画的な更新を図ります。

#### (2) 水道未普及地域の解消

市民の誰もが等しく快適な生活環境を享受できるよう、水道普及率100%を究極の目標とし、生活用水に困窮する地区から未普及地域の解消に努めます。

#### (3) 水道事業経営の安定化と効率化

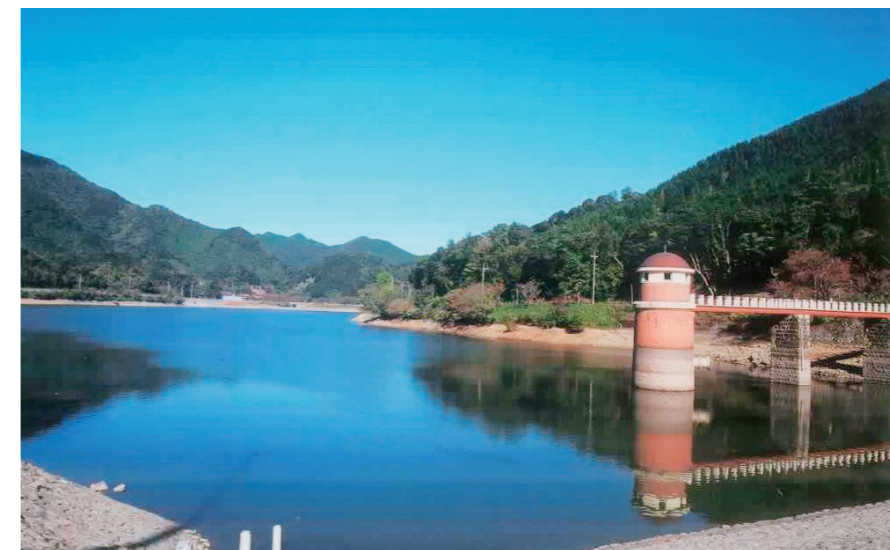
効率的な水道事業の運営を図るため、有識者による上下水道事業経営審議会から広く意見を聞きながら、水道事業経営の安定化を図ります。また、水資源の有効利用や有収率<sup>5</sup>向上を図るため、漏水対策の強化に努めます。

<sup>4</sup> 水道GLP（Good Laboratory Practice）とは、水道水質検査優良試験所規範といい、厚生労働大臣登録水質検査機関の登録基準を基に水道事業者等の水質検査機関の実情を考慮して定めたもので、認定要求事項に従って（社）日本水道協会が認定する。

<sup>5</sup> 浄水場等からの配水量に対して、水道料金の徴収につながる各家庭や施設等で使用した水量の割合。

## 主要な事業

事業	事業概要	事業主体
上水道の整備等	<b>上水道施設の整備</b> ●長府浄水場の更新 <b>水道未普及地域の解消</b> <b>水道事業経営の安定化と効率化</b>	市 市 市



内日貯水池



長府浄水場



# 下水道の整備

## 現状と課題

下水道は、汚れた水を集め、きれいな水によみがえらせる機能や、雨水の排除による水害の防止機能等、快適で文化的な生活を営むために必要な根幹的な施設です。

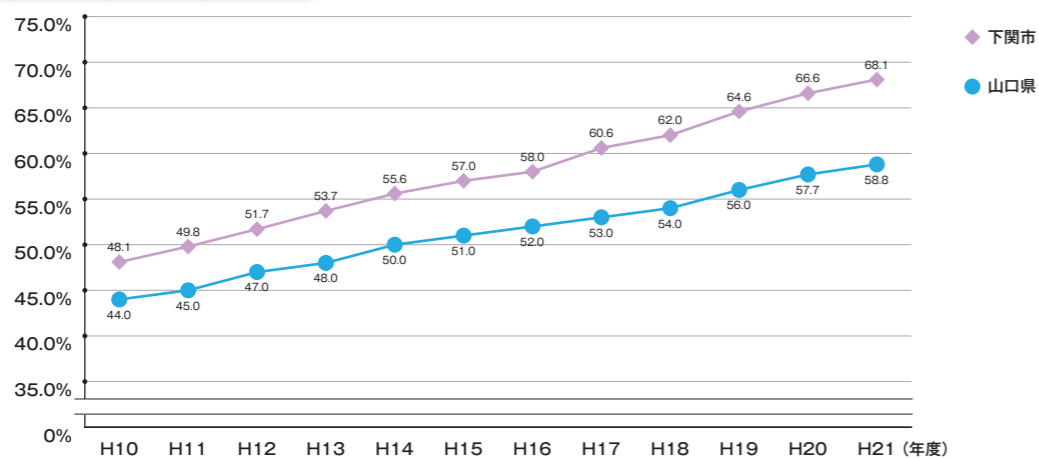
本市の下水道は、昭和33年に事業に着手し、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道<sup>1</sup>事業で整備を進め、平成21年度末の下水道普及率は68.1%となっています。

今後は、下水道整備区域の拡大を推進し普及率の向上を図るとともに、老朽化した下水道施設の継続的な機能維持や、下水道汚泥の有効活用等、安定した事業経営のもと、水循環社会<sup>2</sup>の構築に向けて積極的な取り組みを行っていく必要があります。

また、人口集積が低い地域等においては、地域の特性に応じつつ集落排水施設<sup>3</sup>や合併処理浄化槽<sup>4</sup>の設置等により、生活環境の改善や水質汚濁の防止を図っていく必要があります。

さらに、近年増加傾向にある集中豪雨による浸水被害、今後予想される地震被害の軽減に向け、災害に強いまちづくりへの取り組みも急がれています。

下水道処理人口普及率の推移



(資料) 下関市上下水道局

## 基本方向

- 海域や河川・湖沼等の公共用水域の水質保全を図るため、下水道の積極的な整備推進を図ります。
- 公共下水道のほか、各地域の特性を考慮した適切な下水道等の整備を進め、生活環境の向上を図ります。

## 施策体系図

下水道の整備

下水道等の整備

## 各事業の方向

### 1 下水道等の整備

#### (1) 下水道等の整備

関門海峡や山陰海岸、ホテルの生息する河川等、豊かな自然の水質保全をはじめ、良好な水環境を創造し、潤いのある快適な都市環境の構築を図るため、新たな下水道事業計画に基づき、公共下水道の計画的な整備を推進し、下水処理の高度化、下水道施設の耐震化や老朽化施設の改築更新、終末処理場の統廃合を推進します。

さらに、浸水常襲地域<sup>5</sup>においては、浸水被害の軽減に向け、浸水対策計画の策定と着実な対策の実施に取り組みます。

また、生産性の高い農林水産業の実現と活力ある農村・漁村社会の形成及び循環型社会<sup>6</sup>の構築を図るため、農村・漁村地域における集落排水施設の整備促進を図りつつ、農業用水や海域の水質保全及び生活環境の改善を推進します。

その他の地域については、地域の実情に応じて、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、水質の保全を図り、健康で快適な生活環境を確保するため、合併処理浄化槽の整備を促進します。

<sup>1</sup> 公共下水道の一種であるが市街化区域外にある農山漁村部の生活環境の改善あるいは、自然公園の区域内の水質保全を目的に行うもの。処理対象人口は、1,000人以上10,000人未満。

<sup>2</sup> 海水が蒸発し雲となり雨を降らせ、雨が大地にしみ込み川になって流れ、さまざまな形で人々に利用されて、再び海に戻る水の循環において、社会の営みと環境を保全する水の機能が適切なバランスで保たれる社会のこと。

<sup>3</sup> 農業・漁業集落における快適な生活環境の整備と海や川の水質保全を図るため、生活排水等を処理する施設。

<sup>4</sup> し尿と生活雑排水等を一緒に微生物の働きにより分解、浄化し、きれいな水にして放流する設備。

<sup>5</sup> 集中豪雨等の際に浸水が頻繁に発生する地域。

<sup>6</sup> 生産から流通、消費、廃棄にいたるまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が出来る限り低減された社会。

# 住環境の整備

## 主要な事業

事業	事業概要	事業主体
下水道等の整備	<b>下水道等の整備</b> ●新たな下水道事業計画の策定 ●下水道施設等の計画的な整備による普及地域の拡大 公共下水道の整備 農業・漁業集落排水施設の整備 合併処理浄化槽の整備促進 ●浸水対策の推進 ●下水道機能の継続的な維持	市 市  市 市



ホタルの生息する河川



乃木浜総合公園親水広場（高度処理水の利用）

## 現状と課題

市民の住宅に対するニーズの多様化とともに、安全性はもちろんのこと、機能性と利便性、ゆとりと潤いの両方が充実した住宅や住環境が求められています。

本市ではこれまで、約7千戸の市営住宅を供給し、特に住宅に困窮する低所得者の市民生活の安定と社会福祉の増進に努めてきたところですが、その中には、老朽化が進み耐震安全性が確保されていない住宅も多く、また高齢化や現在のライフスタイル<sup>1</sup>に合致しない住宅も多くなっています。

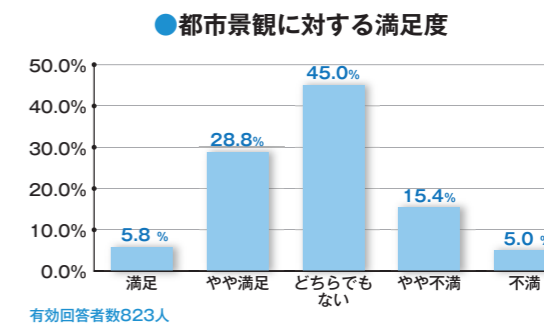
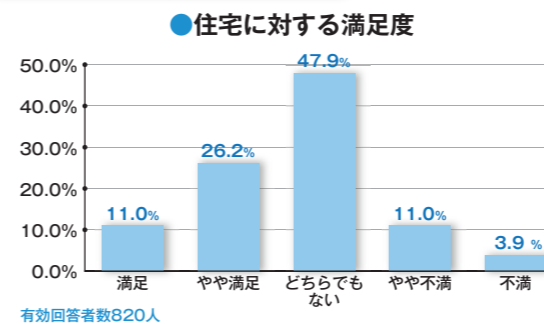
このため、既存の市営住宅については、高齢化にも対応し、安全で良質な住宅の整備を図っていくことが必要となっています。

また、市内における住宅などの耐震改修を促進することにより、地震に強い住環境の整備を促進していく必要があります。

本市は丘陵地が多く、地質が脆弱<sup>2</sup>な箇所によっては、豪雨時がけ崩れ等の災害が発生する恐れがあり、このような危険個所に居住している住民の不安を解消し、生命・財産を保護することが求められています。

都市景観については、本市の歴史ある都市美や、魅力的な景観と豊かな自然環境を活かした街なみ形成への誘導、快適な住環境を形成するための修景<sup>3</sup>整備を促進し、地域に即した景観形成<sup>4</sup>を推進する必要があります。

## 市民アンケート調査結果

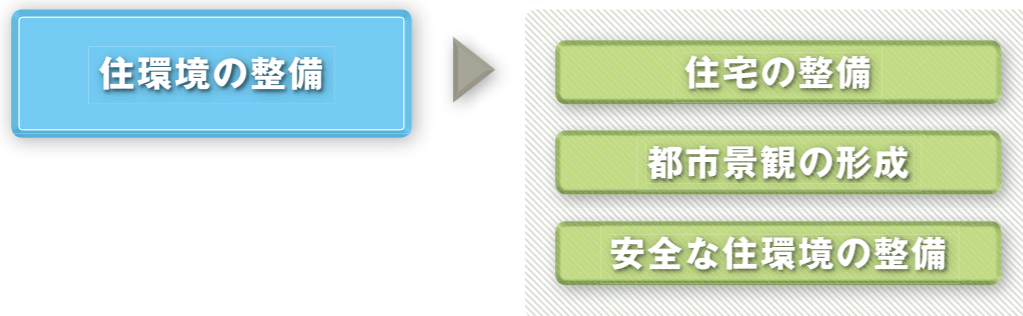


1 個人または集団の生活様式。生き方。  
 2 もろく弱いこと。  
 3 景観を整備すること。  
 4 良好な景観を保ったり、損なわれた景観を修復したり、優れた景観を新たに生み出したりすること。

## 基本方向

- 安全で快適な住環境の形成を図るため、官民協働のまちづくりの観点から、公共整備事業の一体的な取り組みと、地域特性を活かした修景整備を促進します。
- 民間住宅については、まちづくり協定<sup>5</sup>や建築協定<sup>6</sup>等の活用を促進し、魅力ある街なみの形成に努めます。
- 公営住宅については、地区ごとの需要に対応した住宅の確保等に努めます。

## 施策体系図



## 各事業の方向

### 1 住宅の整備

#### (1) 公営住宅の整備

住宅に困窮している低額所得者の生活を支援するため、老朽化が進んだ住宅の建替え等を効率的に行うとともに、地域特性や高齢者等の生活特性に配慮した住宅供給に努め、良好な居住環境の形成を図ります。

### 2 都市景観の形成

#### (1) 良好な都市景観形成の推進

景観法<sup>7</sup>に基づき市内の良好な景観を保全するとともに、魅力ある景観を形成していくため、地域住民自らがまちの景観を保全・創出することを目的に、花いっぱい運動<sup>8</sup>の促進や修景整備の促進等に取り組み、市内の良好な景観を保全するとともに、地域特性を活かした魅力ある景観づくりを推進します。

<sup>5</sup> 自治会や商店街などの地域を単位とし、建物・屋外広告物の色や意匠などのデザイン、花や樹木による緑化などの約束事を自主的に決め、美しい街並みの実現を目指すもの。  
<sup>6</sup> 住民・土地の所有者全員の合意のもとに、一定地域内の建築物の敷地、構造、用途、形態などに関する自主的な基準を定め、それをお互いに守りあっていくことを約束する制度。都市計画区域外で設定することも可能。  
<sup>7</sup> 景観を守るための法律として平成16年に施行されたもの。  
<sup>8</sup> 市街地等の景観を美しくするため、市民等が道路沿いの花壇などに花を植える運動。長野県松本市で始まり、全国に広がったとされている。

## 3 安全な住環境の整備

### (1) 危険地対策

本市は丘陵地が多い上、地質が脆弱な箇所が多く、一旦大雨に見舞われると、地滑りやがけ崩れ等の土砂災害の発生が心配される地域があります。このような急傾斜地の崩壊から市民の生命・財産を保護するため、急傾斜地崩壊対策事業を推進します。

### (2) 民間建築物の耐震化向上の促進

本市は古い住宅や建築物が多く、一旦大きな地震に見舞われると住宅や建築物の倒壊等による被害が心配されます。このような被害から市民の生命・財産を保護するため、住宅等の耐震化の向上を促進します。

## 主要な事業

事業	事業概要	事業主体
住宅の整備	<b>公営住宅の整備</b>	県・市
都市景観の形成	<b>良好な都市景観形成の推進</b> ● 下関花いっぱい運動の促進 ● 修景整備の促進 ● 公共サイン <sup>9</sup> の整備 ● 景観形成地域などの設定 ● 夜間景観ライトアップ <sup>10</sup> 整備	民間・市 民間・市 市 民間・市 市
安全な住環境の整備	<b>危険地対策</b> ● 急傾斜地崩壊防止対策の推進【再掲】 <b>民間建築物の耐震化向上の促進</b> ● 耐震改修の促進	県・市 民間・市



長野古城住宅南側外観R11



下関花いっぱい運動

<sup>9</sup> 人々に地理、方向、施設の位置などに関する情報を提供するための標識、地図、案内誘導板等の総称。

<sup>10</sup> 夜間における建物・橋・塔などの景観を演出するため、照明機器を用いるなどして明るく浮かび上がらせること。

# 衛生環境の整備

## 現状と課題

環境の世紀、21世紀においては、「大量生産、大量消費、大量廃棄」型社会から脱却し、資源循環型社会<sup>1</sup>の実現に取り組んでいくことが求められています。

本市においては、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「環境基本条例」を定めています。

ごみ処理については、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、一般廃棄物処理基本計画<sup>2</sup>に基づき、効率的かつ安全で安定した収集体制の確立やリサイクルプラザ<sup>3</sup>、奥山工場（焼却施設）、吉母管理場（最終処分場）の整備充実に努めています。特に老朽化した奥山工場については、早期の検討が必要です。また、市民や事業者とのパートナーシップ<sup>4</sup>のもと、ごみ処理手数料の負担軽減を図りながら、ごみの分別の徹底による排出量の削減、再利用・リサイクルに取り組んでいます。

し尿処理については、適切な処理が公衆衛生上、また自然環境保全上、必要不可欠となっています。公共下水道等の整備状況を踏まえ、し尿の適正な収集や処理、浄化槽<sup>5</sup>設置者における適正管理の指導を徹底していくことが重要となります。

廃棄物の不法投棄については、環境保全監視員を配置するとともに、特に不法投棄が多発する複数の地区においては、監視カメラを配備していますが、今後とも効果的な防止対策に取り組む必要があります。

また、公衆衛生の見地から市民生活に密接する生活衛生関係施設の指導・監視を計画的に推進し、食の安心・安全など生活衛生における危害の発生防止が重要な施策となります。

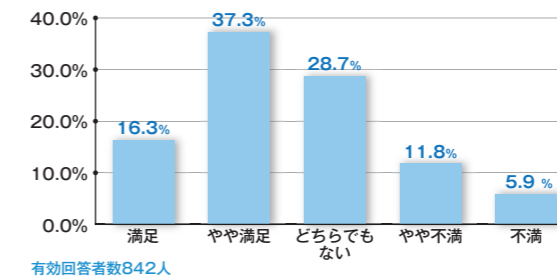
斎場については、老朽化が著しい施設があり、施設整備が求められています。

今後、高齢化<sup>6</sup>社会がますます進む中、墓園については、引き続き環境整備を進めていく必要があります。

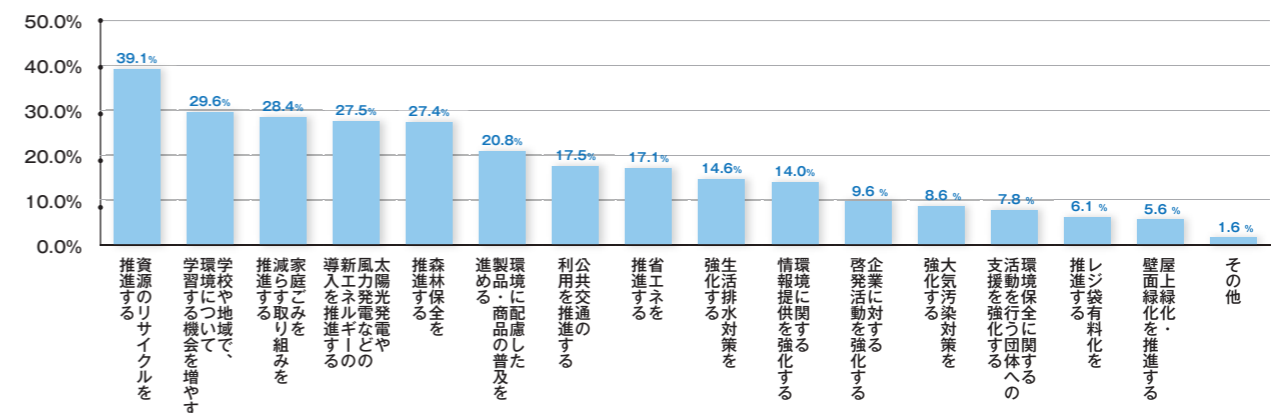
1 廃棄物の発生を極力抑え、発生した廃棄物は環境に負荷を与えないように再利用や再資源化する社会。  
 2 長期的視点に立った一般廃棄物処理の基本方針となる計画。  
 3 資源ごみ及び粗大ごみ等を選別、破砕、圧縮、保管する機能をもち、併せて、修理品の展示室や研究室等、住民を啓発する機能をもつ施設。  
 4 各々が対等の立場で関係を持つこと。提携、協力、協力体制、共同経営などのこと。  
 5 公共下水道が普及していない地域において、家庭からのし尿や生活雑排水を、微生物の働きにより分解、浄化し、きれいな水にして放流するための施設のこと。  
 6 全人口に占める高齢者（65歳以上）の割合が高まっていくこと。

## 市民アンケート調査結果

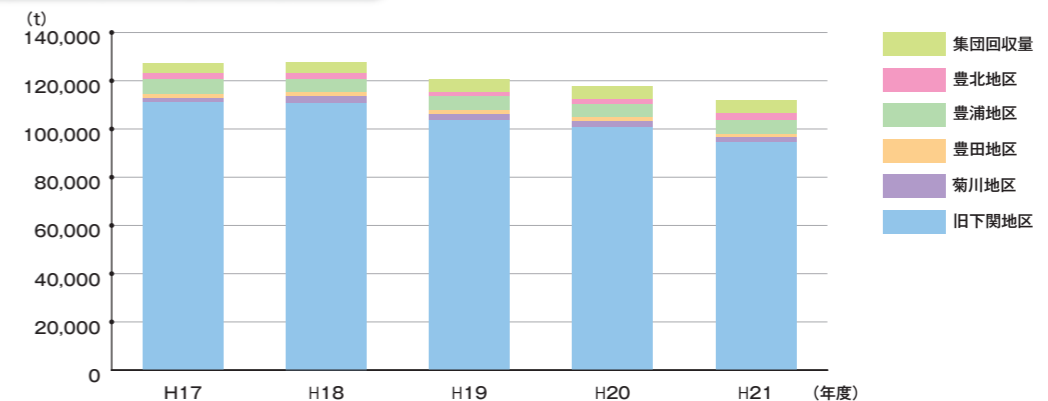
●ごみ収集に対する満足度



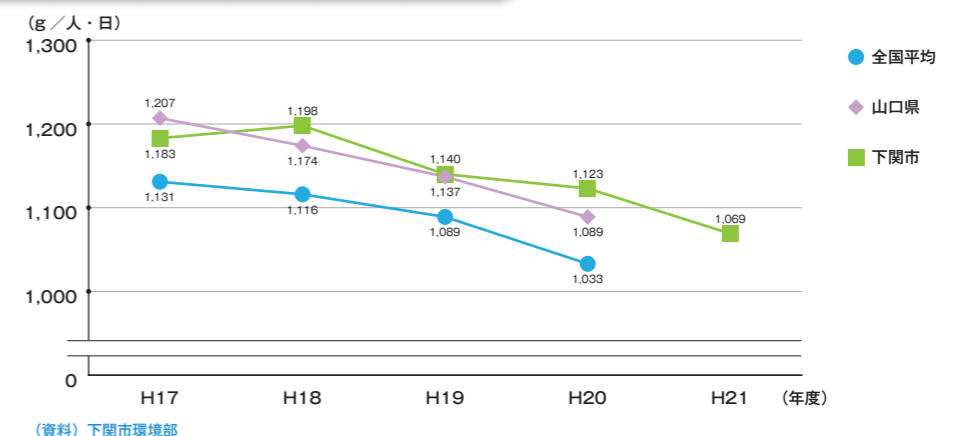
●下関市の環境対策として、今後どのような取り組みが重要か 有効回答者数862人（複数回答）



## 一般廃棄物（ごみ）排出量の推移



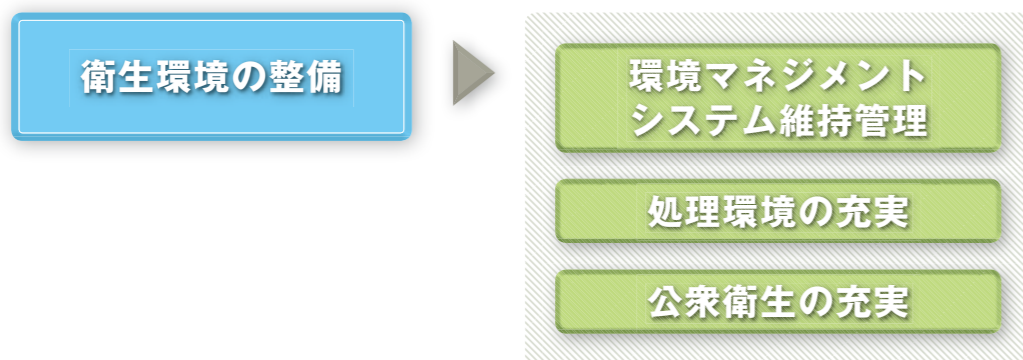
## 一般廃棄物（ごみ）一人一日平均排出量の推移



## 基本方向

- 適切なごみ処理やし尿処理を通じ衛生環境の整備を推進します。
- ごみ処理については、処理に伴う環境負荷の総合的な削減に向け、ごみの排出抑制・減量化、リサイクルの推進に努めます。
- し尿処理については、適切な処理施設の管理や収集体制の整備に努めます。
- 産業廃棄物については、公共最終処分場の残余年数等を踏まえ、適切な処理施設等の確保を図るとともに、発生抑制・減量化・再生利用の促進に努めます。
- 斎場については、長期的視点を踏まえて、施設整備に努めます。
- 墓園については、多様な市民ニーズに対応すべく、環境整備に取り組みます。

## 施策体系図



## 各事業の方向

### 1 環境マネジメントシステム<sup>7</sup>維持管理

#### (1) 環境マネジメントシステムの拡充

行政が率先して、環境負荷の低減に努めることにより、市全体の環境の保全及び改善活動を促進するため、環境マネジメントシステム「しものせきエコマネジメントプラン」に全庁的に取り組み、システムを適正に運用管理することで、すべての事務事業における環境への負荷の低減を図ります。

また、市内の事業者のISO<sup>8</sup>やエコアクション21<sup>9</sup>等の環境マネジメントシステムの導入を促進することにより、経済活動のあらゆる局面での環境への負荷の低減を図ります。

<sup>7</sup> 行政組織や事業者等が自主的に環境保全に関する取り組みを進めるにあたって、科学的管理のもと、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくこと。

<sup>8</sup> 国際標準化機構 (International Organization for Standardization) の略称で、同機構が策定する工業製品の標準化規格の総称としても使われる。

<sup>9</sup> 環境への取り組みを効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法として、環境省が策定した事業者のための認証・登録制度のこと。

## 2 処理環境の充実

### (1) ごみ処理体制の整備充実

ごみ処理については、下関市一般廃棄物処理基本計画に基づき適正処理に努め、効率的な処理体制の充実を図るため、地域住民と協力して、ごみステーションの適切な設置を推進するとともに、ごみ焼却施設の安定的な管理に努めます。特に老朽化した奥山工場や残余年数が少ない吉母管理場については検討を進めます。また、行財政運営の効率化を図るため、引き続き、ごみ収集の民間委託を実施します。さらに、高齢者・障害者世帯等ごみの排出が困難な世帯の課題も検討します。

資源ごみにおいては、適切な収集による再資源化の促進、ごみ自体の減量化に向け、市民・事業者への意識啓発、広報活動の実施、市民の自発的活動の支援等を推進します。

災害時等の緊急事態に対応できるごみ処理体制を整備するため、周辺自治体との広域的な連携を図ります。

### (2) し尿及び浄化槽汚泥処理施設の充実

し尿及び浄化槽汚泥の処理については、適正処理に努め、効率的な処理対策の充実を図ります。

### (3) 産業廃棄物処理の適正化の促進

地域及び地域住民の健全な環境保全を図るため、排出事業者及び処理業者に対する普及啓発及び適正な指導・監督を行うことにより、産業廃棄物の適正な処理及び不法投棄の防止を図ります。

## 3 公衆衛生の充実

### (1) 食品衛生対策の充実強化

食の安心・安全の確保をはじめ、市民の衛生的な生活を確保するため、中核市<sup>10</sup>にふさわしい保健所機能を整備し、食品衛生関係施設、生活衛生関係施設の監視指導体制及び試験検査体制の充実強化を図ります。

### (2) 斎場及び墓園の整備

高齢化の急速な進行により、今後、火葬件数の一層の増加が見込まれる中、斎場（火葬場）については、長期的視点に立った施設整備に努めます。また、墓園の中には、古くから設置されているものが多くあることから、高齢者をはじめ誰もが利用しやすい環境整備に取り組みます。

<sup>10</sup> 政令指定都市以外の市で、人口が30万人以上で、比較的大きな規模や能力を持つ市の事務権限を強化し、できるだけ市民の身近で行政を行うことができるよう、政令で指定された都市のこと。

## 主要な事業

事業	事業概要	事業主体
環境マネジメントシステム維持管理	<b>環境マネジメントシステムの拡充</b> ●環境マネジメントシステム しののせきエコマネジメントプランの取り組みによる環境負荷の低減 ●市内民間事業者の環境マネジメントシステムの導入の促進	市 市
処理環境の充実	<b>ごみ処理体制の整備充実</b> ●効率的なごみ収集、処理体制の充実 資源ごみの収集、再資源化の推進 ごみステーションの設置、管理体制の充実 ごみ減量化に向けた普及啓発及び支援の充実 緊急事態に対応したごみ処理体制の整備 ●ごみ処理施設の整備 <b>し尿及び浄化槽汚泥処理施設の充実</b> ●合併処理浄化槽 <sup>1)</sup> の整備促進【再掲】 <b>産業廃棄物処理の適正化の促進</b> ●適正処理の普及啓発及び監視・指導の充実	市 市 市 市 市
公衆衛生の充実	<b>食品衛生対策の充実強化</b> ●食品衛生・生活衛生関係営業施設の監視指導体制の充実強化 ●試験検査体制の充実強化 <b>斎場及び墓園の整備</b> ●斎場の施設整備 ●墓園の環境整備	市 市 市 市

## 現状と課題

本市では市民の公益活動等を行う場所として、公民館等さまざまな施設を有しています。その一方で、公民館の中には老朽化したものも多く、利用者の十分なニーズに応えていない状況にあります。

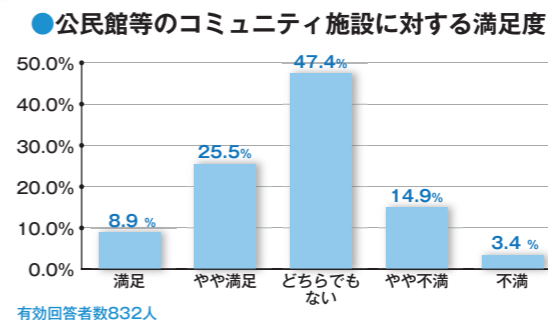
公共施設の管理については、指定管理者制度<sup>1</sup>を導入することにより、民間経営の発想やノウハウ<sup>2</sup>を取り入れ、多様化する市民のニーズに対応した質の高いサービスを提供することが重要となっています。

また、公共施設の活用を進める視点から、適正な管理と運用の時代に入っています。

新たに整備を行う際には管理、運用を考慮した整備のあり方が求められます。

動物の愛護及び管理については、核家族化、少子高齢化、生活様式の多様化により、家族の一員としての動物の飼養<sup>3</sup>が増加していますが、安易な飼育放棄、不適正な飼養管理による近隣への迷惑行為などの問題が増加しており、飼い主の適正な飼養管理を一層推進する必要があります。

## 市民アンケート調査結果



## 基本方向

- 自治会や青年団体、NPO<sup>4</sup>及び各種ボランティア団体等の活動の活発化に応じて、地域活動の拠点となる公民館、自治会集会所等の整備を図ります。
- 人と動物が共生できる明るい社会の実現のため、動物ふれ愛ランド下関において、生命を尊重する心の育成を図るとともに、動物の適正な飼養などについての普及啓発に努めます。

1 公の施設の管理に関する新しい制度で、多様化する住民ニーズに応え、より効果的、効率的に管理運営を行うため、公共団体等に限定されていた管理運営主体を、民間事業者を含めた幅広い団体に委ねることができる制度。

2 ものごとのやり方。コツ。

3 動物を飼い養うこと。

4 Non-Profit Organizationの略称。医療・福祉や環境保全、災害復興、地域おこしなど、さまざまな分野における営利を目的としない、住民の自発的な意思による活動団体。



奥山工場



リサイクルプラザ選別作業

1) し尿と生活雑排水を一緒に浄化し、きれいな水にして放流する設備。

## 施策体系図

地域・生活関連施設の整備

交流施設等の整備

## 各事業の方向

### 1 交流施設等の整備

#### (1) 地域コミュニティ活動の場の確保支援

地域住民の交流活動及び福祉活動の場として、地域の实情に沿った公民館等の施設整備や老朽化等に応じた既存の公民館等の施設改修に努めます。

#### (2) 動物の愛護及び管理の推進

市民の間に動物を愛護する意識を広め、生命の尊重、友愛及び平和についての情操を育むとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止を図るための取り組みを推進します。

## 主要な事業

事業	事業概要	事業主体
交流施設等の整備	<b>地域コミュニティ活動の場の確保支援</b> ● 公民館等の整備 <b>動物の愛護及び管理の推進</b>	市市



彦島公民館



犬・ねこの譲渡会

## 現状と課題

本市における刑法犯の発生は、依然として高水準で推移し、また全国的にも子どもが被害者となる事件が発生し、市民の不安感を増大させており、行政と地域が一体となって防犯活動に積極的に取り組む必要があります。

消防については、消防力の整備指針に基づく消防力の充実強化を図り、消防・救助・救急業務の高度化に努めるとともに、自動体外式除細動器（AED）<sup>1</sup>を取り入れた応急手当の普及啓発に努めています。

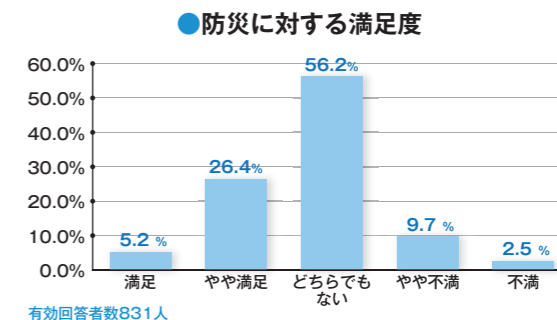
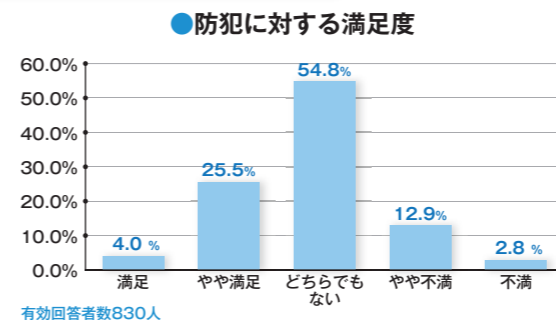
また、防災拠点<sup>2</sup>施設としての消防庁舎整備や消防指令業務の共同運用に取り組むとともに、消防救急無線のデジタル化<sup>3</sup>による情報伝達の高度化を図る必要があります。

防災については、災害に強い施設の整備や情報伝達手段の確立とともに、市民の防災意識の高揚や自主防災組織<sup>4</sup>の普及促進に努め、市民防災力の向上に取り組む必要があります。

交通安全については、毎年、多くの尊い命が失われていることから、交通事故の抑止に向けたハード・ソフト両面の対策を推進することが重要です。

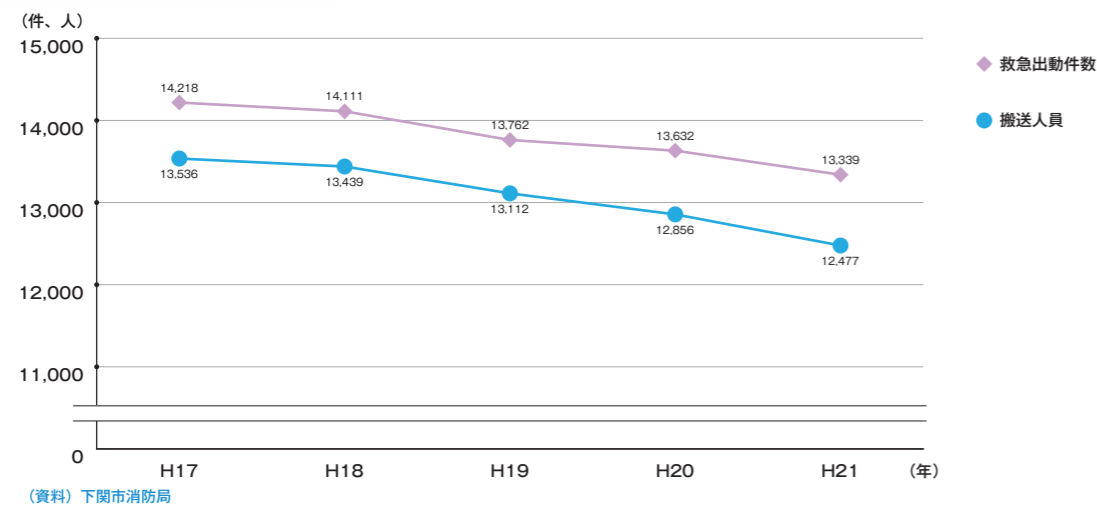
消費生活については、消費者トラブルに対し、被害を未然に防止するための適切な情報提供や消費生活相談の充実が求められています。

### 市民アンケート調査結果



1 突然心停止状態に陥った時、心臓に電気ショックを与え、心臓のリズムを正常な状態に戻す医療機器のこと。AED（Automated External Defibrillator）ともいう。一般の人の使用も認められている。  
 2 地震などの大規模な災害が発生した場合に、被災地において救援、救護等の災害応急活動の拠点となる施設（消防庁舎や病院、公民館、学校など）。  
 3 消防で使用する無線電波を有効に活用するため、音声を中心としていた従来のアナログ通信方式から、多様なデータのやり取りが可能なデジタル通信方式に切り替えること。  
 4 災害時、地域住民が自発的に、初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食などの防災活動を行う組織のこと。町内会や自治会単位に結成されることが多い。

救急出動件数・搬送人員推移



基本方向

- 防犯については、市民が安心して暮らせる安全な地域社会の実現に向けて、関係機関と連携しながら、市民の防犯意識の高揚を図る等、地域防犯活動の強化に努めます。
- 消防については、消防庁舎整備とあわせ常備消防<sup>5</sup>の消防力強化とともに、市民一人ひとりの防火意識の高揚と、消防団等の非常備消防<sup>6</sup>との連携を図り、緊急時に適切に対応できる体制づくりに努めます。
- 救急業務の高度化を図り、救命率の向上に努めます。
- 防災については、地域防災計画<sup>7</sup>の策定を踏まえ、防災施設の整備を進めるとともに、防災知識の普及啓発と自主防災組織の組織化に努め、関係機関との連携協力体制を強化し、災害に強いまちづくりを推進します。
- 交通安全については、交通秩序の確立、交通事故の防止や交通渋滞の緩和を図るため、違法駐車追放等の交通マナーの向上を図るとともに、自転車駐車場や交通安全施設の整備を推進します。
- 市街地を中心に交通弱者<sup>8</sup>に対する歩行者優先機能の確保を図り、公共交通機関、駅施設等及び道路空間のバリアフリー<sup>9</sup>化を推進します。
- 消費生活については、安全で安心できる消費生活の実現に向けて、消費にかかわる各種情報を提供するとともに、苦情等に対する相談の充実に努めます。

<sup>5</sup> 常時消防業務に従事する専任の職員により構成される組織（例：消防署）。  
<sup>6</sup> 本業を別に持っているが、災害時等に消防業務に従事する人たちで構成される組織（例：消防団）。  
<sup>7</sup> 災害対策基本法に基づき作成される震災・風水害等の対策に関する計画のこと。災害予防、災害復旧等を計画的に実施することにより、市民の生命・身体・財産を保護し、被害の軽減を図ることを目的としている。  
<sup>8</sup> 子ども、高齢者や障害者などのように、自家用車の運転が困難で、公共交通機関以外に移動手段を持たない人。  
<sup>9</sup> 障害者や高齢者などの行動に支障を来すさまざまな障壁を取り除くこと。

施策体系図



各事業の方向

1 防犯対策

(1) 防犯対策の充実

関連団体との密接な連携のもとに、地域・職場等が一体となった市民総ぐるみの子どもの安全対策の強化及び少年の非行防止運動や暴力追放運動を推進し、市民への防犯意識の普及啓発や防犯対策の充実に努めます。また、防犯灯、街路灯等の整備を図り、夜間に安心して歩ける生活環境の形成を推進します。

2 消防・防災機能の強化

(1) 消防・防災体制の充実

近年、風水害や震災の脅威が高まる中で、地域防災計画を踏まえ消防・防災施設の整備を進めるとともに、防災知識の普及啓発と自主防災組織の組織化に努め、関係機関との連携協力体制を強化し、災害に強いまちづくりを推進します。

昭和56年以前に建築された、耐震性がないと判断される全ての学校、消防庁舎、病院、公民館等市有建築物について、耐震改修をすべき優先度を検討し、その耐震診断結果を基に各建築物の持つ機能性や利便性など総合的に判断し、耐震化を進めます。

災害時における防災拠点として、地震等大規模災害をはじめ消防、救助、救急等の災害対応機能の充実した消防庁舎整備に努めます。

また、迅速な災害活動体制を推進するために消防救急無線のデジタル化の整備に取り組みます。

救助業務の高度化を図るためには、救出・救助用資機材等装備の充実に併せて高度救助用資機材の習熟訓練やこれに伴う現場管理能力の養成に努めます。

また、救急業務の高度化を図るためには装備の充実に併せて応急処置範囲が拡大された



救急救命士<sup>10</sup>の養成及び救急救命士を含む救急隊員の質の維持・向上が重要であることから、さらに医療機関との連携を深め、メディカルコントロール体制<sup>11</sup>の充実・強化に努めるとともに、自動体外式除細動器（AED）の取り扱いを含めた応急手当の普及啓発を図り、プレホスピタル・ケア（病院前救護体制）<sup>12</sup>を充実させ救命率の向上を図ります。

住宅防火対策については、高齢者世帯の防火対策を中心に防火診断等各種施策を推進するとともに、住宅火災による死傷者の減少及び被害の軽減を図るため、住宅用火災警報器の普及促進に努めます。

地震、風水害等の大規模な自然災害や有事における国民保護の必要性から、地域住民の安全安心を確保するために欠かせない消防団の装備等の充実及び教育訓練に努めます。

## （2）市民への情報伝達等の充実

災害に強いまちづくりを推進するため、防災施設の整備とともに、コミュニティFM<sup>13</sup>等の活用や市民に対して瞬時に適切な避難勧告等の防災情報を発信する同報系防災行政無線<sup>14</sup>（MCA無線<sup>15</sup>の活用など）を整備し、災害時における市民への的確かつリアルタイム<sup>16</sup>な防災情報の伝達手段の確立を図ります。

## （3）国民保護対策の推進

武力攻撃事態等から、市民の生命・財産を守り、被害を最小限にするため、国民保護協議会等の民意を反映した国民保護計画に基づき、迅速な住民の避難・救援体制の充実に努めます。

# 3 交通安全対策

## （1）交通安全対策の充実

市内における交通死傷事故の減少を目指し、老朽・破損した交通安全施設の改修及び危険な箇所への設置を行い、市民全体の交通安全対策を推進します。

また、交通安全関係各種団体と協働して、交通安全運動の実施や幼児から高齢者までの市民全体を対象にした交通安全指導や教育等を実施します。

# 4 海岸保全対策

## （1）高潮の防災対策

高潮から市民生活を守るため、防護施設の整備や海岸（高潮）改良事業を適切かつ計画的に推進します。また、海岸保全区域<sup>17</sup>の設定や防護施設の整備計画の策定を進め、下関港全体の防災体制を強化します。

# 5 消費者の自立支援

## （1）消費者相談事業の充実

安全で安心できる消費生活の実現を図るため、消費者自身が適切な知識の獲得・判断・選択ができるよう、消費にかかわる各種情報を提供するとともに、苦情等に対する相談の充実に努めます。

また、消費者団体や関係機関との連携を図り、消費者の自立及び啓発業務の支援を行います。

### 主要な事業

事業	事業概要	事業主体
防犯対策	<b>防犯対策の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●防犯意識の普及啓発</li> <li>●子どもの安全対策の強化</li> <li>●少年の非行防止活動の推進</li> <li>●暴力追放運動の推進</li> <li>●防犯灯、街路灯等の整備</li> </ul>	民間・県・市 民間・県・市 民間・県・市 民間・県・市 民間・市
消防・防災機能の強化	<b>消防・防災体制の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域防災計画の推進</li> <li>●自主防災組織の育成・強化</li> <li>●市有建築物の耐震化の推進</li> <li>●消防団の充実強化</li> <li>●消防庁舎の整備</li> <li>●消防関係施設・設備の整備</li> <li>●消防・救助・救急業務の高度化</li> <li>●救命士の養成及び応急手当の普及啓発</li> </ul> <b>市民への情報伝達等の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●コミュニティFM等の活用</li> <li>●防災情報システムの整備</li> </ul> <b>国民保護対策の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●国民保護計画の推進</li> <li>●国民保護協議会の開催</li> <li>●避難誘導マニュアルの作成</li> <li>●研修・訓練等の実施</li> </ul>	市 市 市 市 市 市 市 民間・市 市 市 民間・市 市 民間・市
交通安全対策	<b>交通安全対策の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●交通安全施設の整備</li> <li>●交通安全指導、教育の充実</li> <li>●自転車駐車場の整備【再掲】</li> </ul>	国・県・市 市 市

10 厚生労働大臣の免許を受けて、事故の被災者や急病人など重度の傷病者を医療機関に搬送するまでの間、医師の具体的な指示の下に救急救命処置を行うことができる者。

11 消防機関と医療機関との連携によって、医師が救急救命士らに事前及び事後の指示や指導を行い、救急現場及び搬送途上の傷病者への応急処置などを医学的観点からその質を保証する体制のこと。

12 怪我や急病の傷病者を発生現場から、医療機関に収容するまでに行う応急処置のこと。

13 一部の地域を対象に、地域の特色を活かした番組や地域住民が参加した番組、急を要するきめ細かな情報を提供することを目的とした放送（局）。

14 地震などの大規模災害発生時に、避難勧告等の緊急情報を一斉に発信する無線放送。

15 MCA（Multi Channel Accessの略）という方式により、一定数の周波数を多数の利用者が共同で利用できる業務用無線システムの一つ。

16 同時。

17 津波、高潮等の海水や地盤の変動による被害から海岸を守るために、「海岸法」に基づいて山口県が指定した特に防御すべき海岸に係る一定の区域のこと。

事業	事業概要	事業主体
海岸保全対策	<b>高潮の防災対策</b> ●海岸保全区域の設定及び防護施設の整備計画策定 ●海岸（高潮）改良事業の実施	国・県・市 国・市
消費者の自立支援	<b>消費者相談事業の充実</b>	市



下関市総合防災図上訓練



救命講習